

○もんま委員長 ただいまより総務常任委員会を開会いたします。

本日は全員の出席でございます。

初めに、請願・陳情議案の審査についてを議題とさせていただきます。

陳情第13号、辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の提出を求めることについてに関わりまして、ここで、委員会を休憩し、陳情提出者から趣旨・補足説明を受けることといたしたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時11分

○もんま委員長 再開いたします。

ただいま趣旨・補足説明を受けた陳情第13号につきまして、委員の皆様から特に御発言はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、説明を受けたばかりでございますので、陳情の判断につきましては、今回は保留とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「よし」の声あり)

○もんま委員長 それでは保留とさせていただきます。

次に、報告事項についてを議題といたします。

まず、旭川大学をベースとした公立大学の理念等について、理事者から報告を願いたいと思います。

○今津市長 旭川大学をベースとした公立大学の理念及び名称について、委員長、副委員長、委員の皆様のお理解をいただきましたので、私から報告させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。理念についてであります。12月20日に開催いたしました旭川市公立大学法人準備委員会において、令和2年10月に総務常任委員会で報告した理念案「北の地で感性を磨き、人間力を高め、創造と実践で新たな時代を切り拓く人材を育てるとともに、知の基盤として高みを目指し、地域を牽引する」をもとに、委員の方々から御意見をいただいたところであります。現理念案については、要素として必要な内容は盛り込まれているとした上で、現理念案の人間力という言葉がわかりにくいので、自ら考え、自ら行動するということを表現できればよいとの御意見のほか、理念案をわかりやすくするため、3つぐらいの箇条書にしたほうがよい、また、国際的な視野が理念案にはないなどの御意見をいただいたところでありまして、そうした委員からの御意見などを踏まえ、理念としまして「豊かな人間性と国際的な視野を有し自律した人材を育成する大学」「創造と実践で時代を拓く大学」「知の拠点として地域社会に貢献する大学」とさせていただいたところであります。

次に、名称についてでございますが、理念と同様に、12月20日に開催した旭川市公立大学法

人準備委員会におきまして、公立大学の名称について、議会での議論経過を説明した上で、全国の公立大学の中で市が設置しております公立大学の名称などの資料をもとに、意見をいただいたところでございます。委員からは、設置者が明確になる名称で旭川市立大学がよいとの御意見のほか、独自の名称をつけるということも考えられるものの、将来の大学の学びの展開を考えたときに、選択の幅をかえて狭めてしまうことから、長期的な視野に立って考えなければならないといった御意見。また、はこだて未来大学のように、旭川のほかにふさわしい言葉も考えてみたが、的確な言葉が見当たらないといった御意見があったところであります。こうした御意見などを踏まえまして、大学の名称については、旭川市立大学とさせていただきますところでございます。

本日配付いたしました資料については、委員会終了後、全議員に配付させていただきます。報告については以上でございます。

○もんま委員長 ただいまの報告につきまして、特に、御発言はございますでしょうか。

○高花委員 ただいま市長のほうから理念と大学の名称について御報告がありましたけれども、私は、理事長と学長は今後も変わっていく可能性はありますけれども、理念と大学名だけはそうそう変えることが出来ないという思いがありますので、何点か質問させていただきたいと思っております。

初めに、昨年12月20日に第1回目の旭川市公立大学法人準備委員会が開かれて、理念と名称について話し合われたという報告がございましたけれども、まずこの準備委員会のメンバーというのはどのような方々なのか、伺います。

○上代総合政策部主幹 旭川市公立大学法人準備委員会のメンバーについてであります。昨年11月の総務常任委員会で報告させていただきました理事長予定者である元旭川市副市長の高瀬氏、学長予定者である元国立大学法人北海道大学副学長の三上氏に加えまして、元国立大学法人帯広畜産大学学長の長澤氏、元旭川工業高等専門学校校長の高橋氏の4名でございます。

○高花委員 メンバーはわかりました。

今回の公立化では旭川大学と短期大学部が対象になると思っておりますけれども、ただいま発表のありました理念は、この大学と短期大学の両方とも、ここで示されている理念でいくということでしょうか。

○上代総合政策部主幹 今回お示ししております理念につきましては、旭川大学及び同短期大学部に共通するものでございます。なお、公立大学と公立の短期大学部を併設している他の事例におきましても、理念についてはおおむね共通していたところであります。

○高花委員 今、示されました理念につきましては、3つにわたって箇条書にされておりますけれども、この点、私自身もそのほうが良いと思っておりましたので、昨年10月に示された理念案よりも、このほうが見やすくわかりやすくいいなというところで、少し安心いたしました。

しかし、たった1回の準備委員会での議論だけで整理されたということは正直意外でした。何度も何度も議論を重ねていって、この理念に至ったのかなというふうにも思ったんですけども、昨年12月20日の、たった1回の準備委員会で結論を出されたということについて、少し、大丈夫なのかといいますか、本当にこれでよかったのかと。これで、納得のいくものが出来たのかという懸念も抱いております。このたった1回の準備委員会を含めて、どのような経過を経て、このような理念とされたのか、伺いたいと思っております。

○上代総合政策部主幹 理念については、第1回目の旭川市公立大学法人準備委員会での議題とし

て御意見をいただいたところではありますが、実際の会議が開催される前には、資料の事前配付に併せて、これまでの理念案の整理経過、こういった点について委員の皆様にご説明をさせていただいておりました。そうしたことを踏まえながら、12月20日の会議に臨んでいただいたところでもあります。実際の会議におきましても、理念案に対して、わかりやすく分けたほうがいいのではないかといった御意見、人間力という言葉がわかりづらいといった御意見、国際的な視野という視点が見られないといった御意見をいただいたところでありまして、そのことを踏まえまして、事務局のほうで再度整理を行ったところがございます。その修正案について、その後、理事長、学長予定者の両名にも確認をいたしまして、市長に結果を報告した上で、今回お示ししている内容となったところでもありますので、準備委員会の会議としては確かに1回の開催ということではございましたが、実際にはこのような調整経過を経まして、理念として整理させていただいたところがございます。

○高花委員 つまり、この準備委員会を開く前に、事務局側のほうで、お一人お一人個別にご説明をしてきた経過があったから1回で終わったんだというような印象を受けるような答弁でございました。

3番目の理念に地域という言葉が使われてるんですね。ほかの公立大学の事例を見ても、意外と地域という言葉が入ってるんです。私個人としては余り地域にこだわらなくてもいいんじゃないかなというふうにはずっと思っていたわけですが、比較的、公立大学、市立大学には地域という言葉が入っているということが、他大学の理念を見ても感じましたので、やむを得ないのかなというふうには思っております。

そこで、1番目の理念は、豊かな人間性と国際的な視野を有し自律した人材を育成する大学というふうにあります。自律という言葉が使われております。この自律という言葉は、小学校や中学校、高校でも使われている言葉なんですね。「自りつ」の「りつ」は立という字のときもあれば律という字のときもあり、そこは様々なんですけれども、義務教育で、高校生でも使っている言葉ではあります。学校のステージの横にとか、よく見ますよね。それをずっと見てきた人たちが大学に入ってもまだこれを理念とするということに、私は少々違和感を覚えました。ただ、準備委員会の委員の皆様のご構成を見ると、やはり学識経験者でございますので、日頃の大学生を見ていた中で必要だと思って、この言葉を考えられたのかなというふうに思いますけれども、この高等教育機関において、小学校からずっと見てきたこの2文字をあえて使う意味は果たしてあったのか、私はちょっと疑問に思うんですけれども、この自律という言葉を使った意図について伺いたいと思います。

○佐藤総合政策部大学公立化担当部長 理念に自律という言葉を使用した意図ではありますが、旭川市公立大学法人準備委員会において、人間力という言葉がわかりづらい、また、自ら考え自ら行動できる人間といった表現にできればいいといった御意見をいただいたところでありまして、この意見を踏まえまして、言葉で端的に表現するとした場合、自ら律するという自律としたところでもあります。この自律という言葉は、委員がおっしゃられるように、大学以外の教育現場でも使われている言葉ではありますが、出された委員の方々については、これまで長期間にわたり高等教育機関に在籍しており、その経験などに基づき、社会で求められる人材、社会で活躍するための必要な観点だという認識のもと、出された意見でありまして、理念にこのことを盛り込んだところでもありますので、御理解いただきたいと思います。

○高花委員 自ら考え自ら行動するというような意味合いから考えられたんだと思います。願わくは、もうちょっと違う表現のほうがよかったかなというふうに指摘をしたいと思います。

次に、大学の名称についてなんですけれども、私はずっと、特別委員会でも、旭川大学の公立化についてという形で議論をしてきたと思います。たまに市立化っていうのもあったんですけども、公立旭川大学というほうがよかったんじゃないかなっていうふうに個人的には思っております。なぜならば、国公立大学というふうに並ぶ形になりますので、市立よりも公立のほうが格上のような印象を受けるんですね。また、旭川という名称がもう全国で知られていて、これは旭川市とイコールになってるわけです。なので、「旭川」という名称を使った段階で、もう、旭川市のことなんですよ。なのに、あえてここで公立ではなく市立をつけている。ここでちょっとお聞きしたいんですが、この公立と市立の違いというのは、どういったものがあるのか伺います。

○上代総合政策部主幹 大学の名称に公立ですとか市立をつける基準という部分でございますけども、これについては明確な基準はないと認識しております。一般的に申し上げますと、市立ですとか都道府県立を包含するものが公立という言葉になっているのではないかと思います。実際の公立大学で使われている事例で見ますと、単独の市で公立大学法人を設置している事例では青森公立大学、新見公立大学、宮崎公立大学といった事例がございますが、これらの大学については、設立された時点では複数の自治体が共同で設立をしたという経過がございますので、単独自治体ではないということで公立が使われているものと認識しております。このほか、設立時点では共同ではないものの、地域における高等教育機関としてという意味合いから、福知山公立大学のような事例も見られるところでございます。こうした事例を踏まえますと、単独の市が設置する場合には市立、市を含めた複数自治体が設立に関わっているような場合については公立という言葉が使われている傾向にあるものと認識しているところでございます。

○高花委員 広域で設立した場合は公立、単独の場合は市立なんだという御答弁だったと思います。だから市立を使ったんだと、公立ではなく。そして名称が旭川市立大学になったと。

先ほど市長は「しりつ」大学というふうにおっしゃっておいりました。正式には旭川「しりつ」大学と旭川「いちりつ」大学、どちらなのでしょう。私たちは今後どのように呼んでいけばいいのでしょうか。ちょっとお聞きしていいですか。

○上代総合政策部主幹 旭川市立大学という言葉の使い方といいますか、呼称でございますけども、正式には旭川「しりつ」大学ということになりますが、実際、こういったやりとりの中で私立と混同されるようなことがございますので、そういった場合にあって「いちりつ」という言葉にさせていただいているところでございます。

○高花委員 会話をするときには「いちりつ」と言い、正式には「しりつ」と言う。非常にですね、すつと、こう、なかなかいかない部分があるなというふうにも思っております。やっぱり公立のほうがよかったんじゃないかなというふうにも思っております。この旭川市立大学、何とも無難といいますか、これが旭川なのかもしれませんけれども、ある意味、そのまま過ぎて、正直面白みがないといいますか、そういったところに落ちついたなっていう感じがいたします。例えばですけども、ものづくり大学という案はなかったのか。また、私個人なんかは、もし学生だったならばですよ、旭川創造大学とか、そういうほうがわくわくするなって思ったんです。ちょうど理念にも、2番目に創造と実践でという言葉が入っていますので、ほかの名称が出たとか、そういった議論はなかつ

たんでしょうか、伺います。

○佐藤総合政策部大学公立化担当部長 大学の名称案についてであります。旭川市公立大学法人準備委員会の委員の方々には、まず公立化後に新学部を設置する予定であるということは認識していただいた上で、現旭川大学には経済と保健福祉に関する学部が、短期大学部には食物栄養と幼児教育に関する学科が設けられているということもありますので、新学部だけに特化したものづくり大学といった名称案は、その委員会の中では出されなかったという状況にあります。また、予定しております新学部については公立大学を開学した後に設置する予定でありますので、開学時点で既に新学部が存在している状況でありましたら大学名をものづくり大学とするような案も考えられるところではありますが、現実的にはそのような状況ではありませんので、公立大学の名称としては実態に即していないものであると認識しております。公立大学法人準備委員会の中では、委員から、元号を用いた名称や特徴的な名称として、自由大学や共生大学といった案を考えてみたといったお話があったところではありますが、実際にそうした名称をつけ足した場合には、公立大学の名称としてしっくりなじむだろうかといった視点で考えた際には、なかなか難しいといった意見が多い状況でもありまして、こうした経緯や、言葉を追加することで私立大学と間違われるような印象も与えかねないといった点も踏まえまして、最終的には、旭川市立大学となったところでもあります。

○高花委員 これまで、理念と名称について伺ってきました。理念については、案の段階に比べると理念らしくなったと思います。箇条書というか3本柱になったということもよかったというふうに思っております。ただ自律という言葉を使ったことに関しては、先ほども申し上げましたように、大学生になっても自分のことが自分でできないと言われているかのような、そういった印象を受けるのではないかというふうに思いますので、ここは他の言葉に変えたほうがよかったのではないかなというふうに思っております。

また、大学の名称については旭川市立大学ということでした。「旭川」を使うということ、それもわかります。旭川が市であるということも当然のことですので、あえて、旭川市立大学ではなく旭川公立大学とするような特徴のある名称をつけてもよかったのではないかなというふうに思っております。

理念と名称については、有識者から成る準備委員会での議論経過を踏まえたわけですが、私としては、再検討の余地があるのではないかというふうに思っております。そこで、市長にお伺いしたいと思いますが、再検討の余地はありますでしょうか、お伺いしたいと思います。

○今津市長 理念と名称について、高花委員の思い、いろいろな考えを聞かせていただきました。本当にありがとうございます。今、お話のありました、理念の自律という言葉についてでありますけれども、自らの考えや行動を自分で律するというものであり、これからの時代を生きていく上でも必要な要素が入っている言葉であると思っております。委員がおっしゃられるように、自律という言葉は大学以外の教育現場でもよく使われているかもしれませんが、人間が行動するよりどころになる考え方というのは、成長段階で変わりうるものでございまして、特に大学となりますと全国から多様な価値観、あるいは経験を持っている学生が集まり、新たな知識や教養が加わることで、社会人としての心構えをより高めていくためにも大事な期間であると思っております。私としては、人間の成長段階に応じた自律の段階があると思っておりますので、高花委員の思いは十分受け止めていただきますが、こういった思いや考えで、理念に自律という言葉を盛り込んでいることを

何とぞ御理解いただきたいと思います。

次に、大学の名称についてでございますが、市立以外の名称について、先ほど、担当部長から答弁がありましたとおり幾つかアイデアが出されたものの、委員の方々の意見交換の中では旭川市立大学を押す声が占めておまして、旭川公立大学がよいといった意見は残念ながらなかったところでございます。私自身、「市立」は使いたいという思いがございます。なぜならば「旭川」そして「市立」、それ以外に、例えば新しい言葉をつけ加えられたらと思っておりましたものの、有識者の方々の意見をじかに伺っておりますと、将来にわたってこの地域に残るという視点が大事であると思いましたが、また、旭川市が設立団体として責任を持って関わっていくということが明確にもなり、普遍的な名称としてこれ以上わかりやすい名称はないのではないかと、私自身も認識しているところでございます。本日の質疑において、高花委員から貴重な御意見をいただきました。また、理念や名称の経過などについても答弁をさせていただきましたが、理事長・学長予定者などの御意見や、私の考えも含めて、報告した理念と名称で、何とぞ御理解をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○高花委員 市長、答弁ありがとうございました。再検討の余地はないと、はっきりは言いませんけれども、そういった御答弁だったのかなというふうに思います。大学の名称、理念の中には市長の思いも入ってらっしゃるといことだったのかなと、今の御答弁を聞いていて思いました。ただ、大学の名称に関しては、私は、これは設置者側の気持ちが前面に出た大学の名称だと受け止めております。大学が誰のためにあるのかと、常に、ずっと特別委員会でも言わせていただきましたけど、学生のためにある大学です。教授も職員もみんな学生のためにある立場だと思っております。その主役である学生が、わくわくしてこの大学に行きたいと思うような名称であるかどうか。この視点を、どこまで準備委員会で検討してくださったのか。どうも、設置者側寄りの気持ちを強く入れた大学名に終わっていないかということを感じてなりません。なので、どうしても、再検討していただきたいなということ指摘して、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○もんま委員長 それでは、他に御発言ございますか。

○石川委員 ただいま市長から旭川大学の理念と名称について報告がありましたので、私のほうからも少し質疑させていただきます。

まず、理念についてです。「豊かな人間性と国際的な視野を有し自律した人材を育成する大学」「創造と実践で時代を切り拓く大学」「知の拠点として地域社会に貢献する大学」と、このように理念を3本の箇条書にしたというのは大変わかりやすくよかったかなというふうに思っておりますが、理念案の段階では「北の地で感性を磨き」というふうにありました。「北の地」というフレーズがなくなった理由をお聞かせいただきたいと思います。

○上代総合政策部主幹 令和2年10月に開催されました総務常任委員会におきまして報告しました理念案には「北の地」というフレーズがございましたが、その後、令和2年11月に開催されました総務常任委員会での質疑等におきまして、北という表現にこだわることはないのではないかとといった御意見ですとか、北を強調することによって名寄市を刺激してしまうという懸念もあるのではないかとといった御意見をいただいたところでございます。昨年12月に開催しました旭川公立大学法人準備委員会におきまして、各委員から「北の地」の部分についての文言に対する思いや意見というのは特段ございませんでしたが、常任委員会での議論経過もありましたことから、今回の理

念を整理する中で、「北の地」というフレーズを落としたところでございます。

○石川委員 旭川よりも北にある名寄市を刺激しないようにって、そういった意見もあったということなんですけれども、果たしてそこまで気にする必要があるのかどうか、疑問に感じます。ついでなんですけれども、国際的な視野が理念案になかったから取り入れたとのことなんですけど、これは第8次総合計画で示されている都市像である「世界にきらめく いきいき旭川」を意識してのことなのでしょうか。

○上代総合政策部主幹 国際的な視野といった視点につきましては、市議会における質疑の中で第8次総合計画との関連でグローバルな人材を育てる気概が感じられないといった御指摘をいただいたところでございますが、今回の準備委員会においても、国際的な視点がないのではないかと同様の御意見があったことを踏まえまして、今回、理念の中に取り入れたところでありますので、結果として、第8次総合計画の目指す都市像の要素が理念に盛り込まれたと認識しております。

○石川委員 私、この8次総を策定する際に、世界にきらめくというフレーズなんですけれども、旭川のような田舎町でよく恥ずかしげもなく世界にきらめくなんていうことを言えたものだということを質疑したのを覚えております。当初から8次総を意識したわけではなかったけれども、結果的に、8次総の目指す都市像が理念に盛り込まれた、そういった答弁だったと思います。それであるならば、この8次総には「笑顔と自然あふれる 北の拠点」、「北の拠点」というフレーズがあるわけなんですよね。なおのこと、この「北」という文字を入れていただきたかったと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐藤総合政策部大学公立化担当部長 先ほども主幹のほうから御答弁申し上げましたとおり、理念の中の部分で、これまでの議会質疑におきまして、北を強調することで名寄市を刺激してしまうといった懸念もあるといった御意見もありまして、繰り返しになりますが、公立大学法人準備委員会においても、委員のほうから、「北の地」という文言に対する思いや、それに対する意見というものが特段ありませんでしたので、今回の理念を整理する中で「北の地」というフレーズを落としたところであります。

○石川委員 準備委員会の委員の皆さんに、特にこの「北」に対する思い入れがなかったということで、やむを得ないかなと。私はこの点、再検討することは求めません。

続いて、公立大学の名称について伺います。旭川市立大学、高花委員からも指摘がありましたけれども、無難であり、面白みのない名称に落ちついたなあという感じはするのですが、今後、ものづくり系の新学部を設置するのであれば、やはり私もね、ものづくり大学ですとか、創造大学ですとか、そういった案が出されたのかなということも考えたのですが、そういった案は出されなかったという答弁でした。元号を用いた名称の案が出たということなんですけれども、これは、令和大学ということでもいいのでしょうか。ちょっと確認させてください。

○佐藤総合政策部大学公立化担当部長 公立大学法人準備委員会では出されました名称案について、元号の名称というのも考えたというふうに、ある委員のほうから意見は出されたんですが、その出された委員のほうから、考えたけど公立大学法人にはやっぱりなじまないんじゃないかっていうようなことで、元号を用いた、いわゆる令和という言葉を使った場合についての意見は、そういったような形で出されたところであります。

○石川委員 案を出された方が自らなじまないって言ったということなんですけれども、確かにこ

の元号を用いた名称の大学ってありますよね。慶應大学ですとか、明治大学ですとか。でもどちらとも東京にありますし、私立大学ですので、確かにこの旭川の公立大学で令和大学というのはなじまないかなということ、私も同じ意見です。

次にですね、はこだて未来大学、市長の報告の中にもありましたけど、この名称も、未来を担う学生を育成するという点ですごくいい名称ではないかと私は思うんですよね。ただこれ、まさか、あさひかわ未来大学とするわけにはいきませんよね、幾ら何でも、函館のパクリになってしまうのですね。ほかに名称案というのは出されなかったのかお聞きします。

○佐藤総合政策部大学公立化担当部長 旭川市公立大学法人準備委員会での意見として、大学の名称案について、先ほど、御答弁申し上げました元号以外の名称につきましては、高花委員への答弁の中でもありましたような自由大学、共生大学というような案も出されましたが、そういった特別な名称には、由来や、理念との関係性も考慮する必要があり、公立大学の名称としてなじまないとの意見が多く、最終的には旭川市立大学となったところであります。

○石川委員 私も、旭川大学の名称、何がいいかなって個人的に考えたんですよね。で、カムイ大学はどうだろう、片仮名でカムイね。旭川市にはカムイスキーリンクスですとか、カムイミントラDMOもあるので、旭川カムイ大学、これがいいのではないかなと思ったりもしました。しかしよく考えると、旭川大学のある地域は永山なんですよ。永山にあってカムイ大学っていうのは、ちょっと混乱を招くかなと、自分で勝手に考えたりもしておりました。

旭川大学をベースにした公立大学の設置については、思えば西川市長の時代からですよ。今から6年ぐらい前になるのかしら、特別委員会も設置して、議論を続けてきました。「豊かな人間性と国際的な視野を有し自律した人材を育成する大学」「創造と実践で時代を切り拓く大学」「知の拠点として地域社会に貢献する大学」、こういった3本の理念も決まりました。校名も、平凡で、何て言うか、もう一ひねり欲しいなという思いはあるんですけども、とにもかくにも、校名も旭川市立大学というふうになりました。今この時点で、この公立大学設置に対する市長の思いをお聞かせいただきたいと思います。

○今津市長 理事長・学長予定者や有識者から御意見をいただきまして、そして、理念や大学名称を決め、こうして総務常任委員会で報告することができたことに、関係する方々に感謝申し上げますとともに、理念と名称は、公立大学の根幹に関わる重要な部分でございますので、それらが決まったことによって、今後、公立大学の設置に向けてより具体的な準備を進めていくことができると思っております。旭川大学の公立化に期待されている学生や市民のためにも、今後も、公立化に向けての作業をしっかりと行っていく必要がありますし、多くの学生を引きつけることができる魅力的な公立大学を理事長・学長予定者とともに作り上げていかなければならないという思いであります。

引き続き、委員の皆様のご理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○石川委員 以上でこの項目についての質疑を終わります。

○もんま委員長 ここで特に、他の委員から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、この件に関わり出席している理事者の皆様につきましては、退席していただいて結構でございます。

それでは次に、上川中部圏域における連携中枢都市圏ビジョンについて、理事者から報告を願いたいと思います。

○佐藤総合政策部長 上川中部圏域における連携中枢都市圏ビジョンにつきまして御報告申し上げます。

上川中部1市8町による連携中枢都市圏の形成に当たりましては、市議会第4回定例会におきまして各町との連携協約の締結について議決をいただき、本年1月12日に調印式を実施したところでございます。当該ビジョン案につきましては、連携協約の内容に基づき、これまで各部局及び各町との協議のほか、有識者で構成する懇談会での意見も取り入れながら作成したものでございます。

まず、1ページを御覧いただきたいと存じます。当該ビジョン案につきましては、圏域の中長期的な将来像や、連携協約に基づく具体的な取組を推進するために策定することを記載しております。

次に1ページ下段及び2ページ上段におきましては、上川中部圏域の一体感を醸成し、圏域内外への認知度の向上を図るために決めました、連携中枢都市圏の名称及びロゴマークを記載しております。名称は旭川大雪圏域連携中枢都市圏とし、ロゴマークは、1市8町の九つのかぎが織りなす連携で、圏域のシンボルでもある大雪山連峰を表現するとともに、地域の強い結束とそれぞれの個性を色で表現しております。

次に、3ページを御覧ください。当該ビジョンの期間については、令和4年度から令和8年度までの5年間であり、期間中、毎年度所要の見直しを行うこととしております。

次に、27ページを御覧いただきたいと存じます。連携協約に基づく具体的な取組につきましては、定住自立圏で実施しております32の取組のほか、北海道新幹線の旭川延伸、キャンプ場のネットワーク化、動物の愛護及び管理などを加えました42の取組としており、29ページ以降に取組内容及び成果指標、令和4年度の主な取組を記載しております。

今後のスケジュールにつきましては、当該ビジョン案に係るパブリックコメントを1月25日から2月25日までを期間として実施して市民の皆様から御意見をいただくとともに、3月には有識者で構成いたします懇談会を経て、年度内にビジョンを完成させる予定でございます。なお、本日お配りいたしました資料につきましては、総務常任委員会終了後、全議員に御配付させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上、御報告申し上げます。

○もんま委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 ないようですので、この件に関わり出席している理事者の皆様につきましては退席していただいて結構でございます。

続きまして、サウンディング型市場調査の実施結果について、理事者から報告を願いたいと思います。

○片岡総務部行政改革担当部長 サウンディング型市場調査の実施結果について御報告申し上げます。

資料のサウンディング型市場調査の実施結果についてを御覧ください。

まず調査実施の目的でございますが、本調査は行財政改革推進プログラムの取組項目のうち、民間活力の活用と施設等の見直しを進めるため、民間事業者との対話の場を設定して施設の魅力や課題などを整理するとともに、様々な意見やアイデアから施設の将来像を明確にすることなどを目的

として実施いたしました。

調査の経緯です。9月に参加事業者を募集し、10月に現地見学会と説明会を、11月に対面やオンラインでの調査を実施いたしました。参加事業者は全部で延べ24者、そのうち市内事業者は6者、市外事業者は18者でありました。

調査の結果についてです。13種類の施設のうち、申込みのあった11の施設について調査を実施いたしました。参加者の知的財産の保護のため詳細な提案内容は公表出来ませんが、民間事業者の能力やノウハウを生かした市民サービス向上につながる事業アイデアや課題提示のほか、指定管理者等による管理運営手法の提案もありました。この調査により、施設運営に対する一定のニーズを確認することが出来ました。

今後についてですが、調査結果を生かし検討を加速させるため、来年度、指定管理者制度や委託などアウトソーシングの推進について、課題や可能性、方向性の整理など、全庁的な検討を進めてまいります。また、調査において市外事業者の参加が多かったことから、市外事業者も公募に参加できる基準の見直しなども併せて進めるなど、行革プログラムで定める一定の結論を出せるよう取り組んでまいります。

続きまして、総務部が所管する新庁舎福利施設のレストランと売店の調査結果について、総務部長から報告いたします。

○野崎総務部長 続きまして旭川市新庁舎のレストラン及び売店設置に向けたサウンディング型市場調査の実施結果について、御報告を申し上げます。

新庁舎では、職員の福利施設としてレストランと売店の設置を予定しておりまして、その検討を進める中で、今回の調査を実施したところであります。レストランと売店ではありますが、それぞれ資料のほうを提出させていただいております。

最初に、提出資料のうち、旭川市新庁舎のレストラン設置に向けたサウンディング型市場調査実施結果の概要のほうを御覧いただきたいと思います。

まず、調査の目的でありますけれども、民間事業者の皆様の関心度、事業の採算性、事業内容や運営に係るノウハウやアイデアなどを把握し、職員や来庁者が利用しやすいレストランの在り方や、事業者の募集要件の整理などに生かすために実施をしたところであります。

2番目、調査の経過であります。9月13日に調査実施について公表し、参加申込みのあった2者と11月26日に対話調査を実施したところであります。

4番目、サウンディング結果の概要であります。事業化に係る条件、費用負担、事業の採算性、その他について対話のほうをさせていただいたという内容になっております。結果は資料にお示ししております。

次に、新庁舎の売店設置に向けたサウンディング型市場調査実施結果の概要についてを御覧いただきたいと思います。

最初に目的でありますけれども、ここについては先ほどのレストランの設置と同じであります。

調査の経過でありますけれども、参加申込みのあった5者と11月19日と26日の2日間に分けて対話調査を実施してまいりました。

結果の概要ですが、こちらもお示ししておりますように、事業化に係る条件、費用負担、事業の採算性その他について対話のほうを実施したという内容になっております。

レストランの設置、売店の設置とも参加事業者から貴重な御意見をいただきました。今後におきましては、この結果を踏まえまして、新庁舎でのこれら施設のコンセプト、事業者の募集要件等の整理検討を進めてまいりたいと考えております。以上であります。

○もんま委員長 ただいま、報告を受けたところでございますが、特に御発言ございますか。

○石川委員 ただいま、サウンディング型市場調査の実施結果について報告がありました。

まずお尋ねしたいのは、参加者はゼロという施設から7者という施設までございますが、この結果をどのように受け止めるか、お聞かせください。

○松田総務部行政改革課長 今回のサウンディング型市場調査であります。行財政改革推進プログラム2020に掲げる指定管理者制度の導入の検討を進めるに当たり、各施設の魅力やポテンシャルの整理のほか、実際に参加を検討いただける民間事業者の有無について把握することなどを目的としております。

参加者がゼロの施設については、現状では指定管理者制度の導入は難しいと考えておりますが、参加者があった施設については様々な提案がありましたことから、各施設においてさらに検討を進め、指定管理者制度導入のメリットやデメリットについて整理してまいりたいと考えております。

○石川委員 参加者ゼロの施設といいますと、彫刻美術館と博物館ですよね。これらにつきましては指定管理者制度の導入は難しいとのことでした。

1～9番の施設のうち、東旭川農村環境改善センター以外は社会教育施設だというふうに思いますが、参加者は全て市外事業者ですよね。このことをどのように受け止めますか。また、市外事業者を指定管理者として導入するということはできるのでしょうか。

○松田総務部行政改革課長 指定管理者制度の導入や運用については、平成28年度に策定した指定管理者制度運用ガイドラインに基づき各部で取組を進めているところでありますが、このガイドラインにおいて、旭川市内に本社等の主たる事業所を置く法人に限ると、市内要件を付することとしております。このため現状では、市外に本社がある事業者は指定管理者として指定できないことになるため、ガイドラインの見直しについて検討する必要があると考えておりますし、市内の事業者にも参加いただけるよう、制度の周知等を図っていきたいと考えております。

○石川委員 指定管理者制度運用ガイドラインでは、旭川市内に主たる事業所を置く法人に限ると記されているということでしたよね。これ、訳があつてそのように周知されていると思うんですよね。市外事業者だと、例えば何か管理に不都合があつたときに、すぐに旭川に駆けつけることができないとかね、そういった理由があると思うんですよね。それを、市外事業者からの参加がなかったからといって、ガイドラインの見直しをするということは、どうなのでしょう。

○松田総務部行政改革課長 現在のガイドラインにおきましては市内要件を付することとしておりますが、その目的といたしまして、市内の経済を潤し、公の施設を管理することで市内の事業者を育てていくというようなことがあるかなと思います。その中で今回、指定管理者制度の導入について、現在直営で行っている施設について調査を実施したところでありますけれども、参加する市内の事業者がないというような施設については市外の事業者を入れるというようなことも考えていいのかなと思ひまして、そうすることで、市民や利用者の利便性の向上ですとか、そういった経費の節減につなげていくことができるかなというふうにも思ひますが、いずれもそこは課題として考えておりますので、どういう形がいいかということを検討していきたいと考えております。

○石川委員 やっぱり市内事業者の場合は、市内の経済を潤すとかね、そういう目的があって市内事業者に限定しているわけなんですよ。これ例えて言うならね、この球場で野球するとホームランがすごく出ると。それではホームランが出ないように球場を広くしようって言うようなもんだと思うんですけど、いかがでしょうか。

○松田総務部行政改革課長 あくまでも今回の調査は、現在直営で行っている公共施設について、よりサービスを向上できないか、あるいは経費を節減できないか、そういった視点で検討できる、参加できる事業者があるかどうかということ調査することを目的にしております。そういった視点と、もともとガイドラインに定めております市内要件との在り方、そういったところのバランスということも考える必要があるとは思いますが、いずれにしても、市民や利用者のために何がベストかということを考えてながら検討していきたいというふうに思っております。

○石川委員 そうしたら今の答弁でいくと、まだ、このガイドラインを見直して市外事業者を対象に加えるかどうかは、今後の検討課題という受け止めでいいですか。

○松田総務部行政改革課長 今後の検討課題ではございますけども、市外事業者しか参加者がいないという施設についても市内要件を付するののかということも含めて検討していかなければならないかなというふうに思っております。

○石川委員 すいません、ちょっとよくわかんなかったんですけど、市外事業者しか参加者がいない施設に対して、今後の検討課題、ちょっとそこをもう1回説明してください。

○松田総務部行政改革課長 指定管理者制度に参加したいという事業者が市外にしかいないような施設について、市内要件、市内の事業者しかできないよというような要件を維持したまま直営でやる必要性、そういった部分までも課題として検討していきたいということでございます。

○石川委員 そうしたら、市外事業者でなければできないことについては直営でやる、というふうにはしないということを検討する、そういう理解でいいのかな。うなずいているので、そういうことで。

この間、公民館の位置づけですとか、図書館の在り方ですとか、社会教育施設のサウンディング調査について質疑してきました。サウンディング調査及び指定管理者制度の導入、こういったことについては、社会教育部と連携をとりながら行っているのでしょうか。

○松田総務部行政改革課長 サウンディング型市場調査につきまして、社会教育部など各部局と協議を重ねたほか、行財政構造改革推進本部会議で議題とするなど、全庁的な取組として関係部局が一体となって取り組んできたところでございます。

○石川委員 社会教育部をはじめ、全庁的な横の連携をとりながらやってきたっていう、そう言わざるを得ないかなと思うんですけども、この間、サウンディング調査が始まって以降のことなんですけれども、文化会館でどんちょうが落ちるっていうような事態も起こりましたよね。今後、だましまし使い続けるのか大規模改修なのか、あるいは建て替えなのか、そういった方向性がいまだに定まっていません。そんな中ね、指定管理者制度の導入を前提としたサウンディング調査を実施すること自体、どうなのでしょう。

○松田総務部行政改革課長 文化会館の今後の在り方について検討を進めているところでありますが、指定管理者制度は、その結果に合わせた対応をしていくことになるものと考えております。このため今後、指定管理者制度導入のメリットやデメリットを精査していく中で、様々な状況も想定

しながら検討を進めてまいります。

○石川委員 指定管理者制度は、その結果に合わせた対応をしていく。ということは、この文化会館の場合ね、大規模改修だとか、建て替えだとか、そういった方向性が決まってから対応する、そういうことなのでしょうか。それならね、今の時点でサウンディング調査を実施する必要はなかったと思うんですが、いかがでしょう。

○松田総務部行政改革課長 今後の検討の状況にもよりますが、大規模改修ですとか、あるいは建て替えといった場合であれば、そのスケジュール感も見ながら、どちらの場合にも指定管理者制度の期間ですとか、そういった部分で対応していくことができると思いますので、現状の施設での導入ということも検討していけるのかなというふうには思っております。

○石川委員 現状の施設の導入ということは、今のまま文化会館を使うということを前提にして、サウンディング調査を行っているってということですか。

○松田総務部行政改革課長 今回のサウンディング型市場調査は、今の施設について状況をお知らせしながらその参加を募って実施したというところでございます。このため参加者については、今の施設についてどういう管理運営ができるかというような提案を受けたところでございますので、今の施設について指定管理者制度を導入することの検討というのが一つと、あとその期間について例えば、大規模改修、あるいは建て替えといった場合に、その時期、あるいはその中身をどうするかということも課題としてそれは検討していかなくちゃならないかなというふうには思っております。

○石川委員 そうしたらね、文化会館については現状なんだよね。現状で、指定管理者を導入するかどうかということでサウンディング調査をしたと、そこをもう1回確認させてください。

○松田総務部行政改革課長 文化会館につきましては今の施設の状況をお知らせしてサウンディング型市場調査を実施したというところでございますので、今の状況で、指定管理者制度の導入ができるかどうかということは今後検討していくということになると思います。

○石川委員 そうしたらまた繰り返しみたいに戻らなければ、今の状況で果たしてサウンディング調査をする必要があるのかどうなのか、疑問なんですよね。10年も20年も今のままはいかないと私は思うんですよ。恐らく大規模改修するか建て替えになると思うんですよね。それなのに現状でサウンディング調査する必要あるんですか。

○松田総務部行政改革課長 文化会館の指定管理者制度の導入ということでございますけれども、今の施設で、例えば大規模改修か、あるいは建て替えかという結論が出るというようなこともございますけれども、それまでの期間において指定管理者制度導入とすることも検討できるのかなというふうにも思っておりますので、今の状況で検討するということが有効であるかなというふうには思っております。

○石川委員 そうしたら、それは近い将来、建て替えだの大規模改修するにしても、取りあえず今、指定管理者制度を導入するかどうかっていうことでサウンディング調査をした、それでいいですね。

○松田総務部行政改革課長 今回サウンディング調査を行った対象としては、もちろん将来の物は今はございませんので、現状の物ということで実施したところではありますけれども、将来に向かって、市の文化会館の事業がどういうふうに変っていくかというのはちょっとわかりかねますが、そういった部分も含めて、施設の将来像ということもサウンディングの中身に入れておりますので、今後どうしていくかということも含めて検討していく必要があるというふうには思っております。

○石川委員 ごめんなさいね。私の理解力が足りないのか、よくわかんないんだけど、今、将来像を見据えてとかって話も出てるんだけど、取りあえず、文化会館に対しては、将来どうなるかわかんないけれども、現状で指定管理者を導入するかどうかのサウンディング調査を実施した、それでいいかどうか、その確認をしたいんです。

○松田総務部行政改革課長 すいません、ちょっと説明があれだったのかもしれないですけども、今回のサウンディング型市場調査の目的が、指定管理者制度の導入だけではなくてですね、施設の将来像をどうするかということを整理したいと、どういったポテンシャルですとか、どういうふうによりよく活用していけるかということも入ってございますので、そういった部分を含めて将来的な部分、あるいは現状の施設をどういうふうに管理運営していくかという部分、そういった部分で今回行ったというところでございます。

○石川委員 やっぱり私、今の答弁を聞いても、文化会館にサウンディング調査する必要があったのかどうなのか。指定管理者だけではないってということもありましたけれども、将来的にね、このままではいけないぞと、大規模改修か建て替えするぞっていう施設に、現状でサウンディング調査をする必要があったかどうかってことは、疑問であるということをお伝えしておきます。

最後なんですけれども、以前の質疑でも、サウンディング調査をなぜするんだということをお聞きしたときに、民間委託ありきではないという答弁を繰り返されましたね。それならばやはり、なぜサウンディング調査を実施するのか。指定管理者には限らない、民間委託ありきではない、それならばなぜ、サウンディング調査を実施するのかって、またそっちのほうの原点に戻ってくると思うんですよね。公共施設の管理運営ってというのは、直営で行うのが原則だと思うんですよ。この委託ですとか指定管理、あるいはPFIなどの手法を適用するのは、特に旭川の場合は財源不足、そこが問題になってきているのかなというふうに思います。さらに、民間に任せれば、民間というのは営利を目的としているのだから収益を上げてくれるんじゃないかっていう、そういった安易な期待が見え隠れするんじゃないかなというふうにも思います。そもそも、公共施設における行政サービスってというのは、行政の責任において行うべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○片岡総務部行政改革担当部長 行財政改革推進プログラムに掲げる指定管理者制度の導入を検討するに当たって、今まで、このような大規模なサウンディング型市場調査ってというのは旭川ではやったことがなかったんですが、今回、実施をしてみたところです。

先ほどの件なのですが、例えば文化会館もいろんなやり方があって、調査対象に入れた理由の一つとして、現状の文化会館をそのままやるってということもありませんし、例えば公会堂と連携をしたらいろんなアイデアがもしかしたらあるのかもしれない、それはちょっと私たちのほうではわからないんですけれども、例えば今の文化会館の規模だったら、今やっている事業のほかにもどんなものがあるとか、どういうふうに使ったらいいとか、そんなようなことも報告書の中に書いてありましたので、そういう情報が、各担当と民間事業者側との間でなされたものではないかなというふうに、私も報告書を読んでおりました。

今回やったサウンディング型市場調査は、あくまでも民間委託ありきではなくて、今後、旭川の財政とかそういうのを考えると、財源確保っていうものだけでもなくて、やはりこれから人口減少だとか地域のことだとか、いろんな公共施設が老朽化していくことも全部踏まえて、市民や利用者がどうやったらよりよいサービス、どうやったらこういう公共施設をうまく使えるとか、よりよ

いサービスを提供できるかとか、そういうことですか、また今後、人口減少時代を見据えたときに、本当に私も直営が、職員と利用者がコンタクトを取れたり、コミュニケーションがとれたりという面では一番いいと思うんですけども、やはり職員も、どんどん減らさざるを得ないような時代を迎えてくるんじゃないかなと思いますけれども、そういうものを市職員が担うべきで、そういうものを職員以外に任せていけるのか、本当にそれがどうなのかっていうことをやっぱり検討していきたいなど、その目的の一つとして、民間の力を借りたらどうなるだろうかというようなことで、今回初めて実施したところですよ。指定管理者制度を仮に導入したとしても、やはり行政が責任を持たなくてははいけませんし、引き続き公共施設として維持していく中で、指定管理者に任せる部分と、やはり行政が担う部分っていうのを、しっかりこの時点で整理をして、設置者としての責任をもっている取組を進めていくことになるのではないかなと。そういうふうに、設置者として責任を持っていくために検討をしていかななくてはいけないというふうに考えています。

○石川委員 今、部長のほうから財源確保だけが目的ではないよっていうような話もありましたので、あくまでも市民サービスを第一に考えていただきたいということを申し述べまして、質疑を終わります。

○もんま委員長 他の委員の皆様から御発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、この件に関わり出席している理事者については、退出していただいて結構でございます。

続いて、令和4年第1回臨時会提出議案についてを議題とさせていただきます。

議案第1号及び報告第1号ないし報告第3号の以上4件について、理事者から説明を願いたいと思います。

○佐藤総合政策部長 議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給費など4事業で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億2千901万5千円を追加しようとするものでございます。本委員会の所管にかかわりましては、補正予算書3ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますものうち、21款繰入金で1億5千100万円、22款繰越金で2億97万2千円をそれぞれ追加しようとするものでございます。

続きまして、報告第1号の専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。本件は、児童1人当たり10万円を支給する子育て世帯臨時特別給付金について、令和3年12月15日に現金一括支給が可能となりましたことから、申請不要の児童手当受給世帯には12月24日に10万円を一括で支給するため、緊急施行を要すると判断し、12月16日に令和3年度旭川市一般会計補正予算を専決処分したところでございます。その内容といたしましては、3款民生費の子育て世帯臨時特別給付金支給費で2億2千414万3千円を追加し、この財源につきましては、17款国庫支出金で同額を追加したものでございます。

以上よろしくお願ひ申し上げます。

○野崎総務部長 提出議案につきまして御説明を申し上げます。

報告第2号、専決処分の報告につきましては、いずれも庁用自動車による交通事故に関わるもの

であります。整理番号1は、昨年11月10日、市内神楽3条7丁目におきまして、庁用の小型貨物車が相手方の車両と接触し損害を与えたもので、その損害賠償の額を22万2千266円と定め、昨年の12月13日に専決処分を、整理番号2につきましては、昨年12月17日、市内高砂台4丁目におきまして、庁用のじんかい収集車が相手方の車両と接触し損害を与えたもので、その損害賠償の額を39万9千87円と定め、本年1月6日に専決処分をさせていただいたもので、いずれも市の過失割合は100%であります。

次に報告第3号、専決処分の報告につきましては、昨年12月2日、市内6条通8丁目におきまして、文書集配業務中の職員が足を滑らせたことによりまして、相手方ビルのエントランスホールのガラス戸を破損し損害を与えたというもので、その損害賠償の額を9万6千800円と定め、本年1月6日に専決処分をさせていただいたもので、市の過失割合は100%でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○もんま委員長 ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 ないということですので、本日のところは説明を受けたということにとどめさせていただきたいと思えます。

以上で予定しておりました議事は全て終了いたしました。そのほか、委員の皆様から御発言はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 ないということですので、本日の委員会はこれをもって散会とさせていただきます。

散会 午前11時24分